

共同親権導入へ

法制審要綱案 法定養育費を創設

法制審議会(法相の諮問機関)の家族法制部会は30日、離婚後の子どもの養育に関する制度を大幅に見直す要綱案を取りまとめた。父母どちらかの単独親権のみと定めた現行民法を改め、共同親権を選べるようにする。父母の協議で親権の在り方を決め、折り合えなければ家裁が判断。多発する養育費の不払いに対応し、必ず支払うべき「法定養育費」を創設する。

家裁の判断に当たり、虐「レンス(DV)の恐れがある」とした。ただ被害者側は待やドメスティックバイオ「る場合は単独親権と定める」「密室の出来事は証明が困

難で、家裁が見逃す恐れがある」と指摘。法務省は国会に民法などの改正案を提出する方針だが、加害行為が続く懸念は払拭できておらず、なお曲折が予想される。要綱案の採決に参加した委員21人のうち3人は反対した。国民の意識変化に応じ検討の継続などを求める付帯決議も可決した。共同親権には、離婚後に父母とも養育に関わられるとして支持する意見がある。家族の在り方や価値観の多様化が進んだことを受け、

部会が導入の可否を議論してきた。要綱案では、共同親権の基本的な考え方を整理。進学や病気の長期的治療といった重要事項は父母が話し合った上で決めるが、意見が対立して期限に間に合わないなど「急迫の事情」がある時は、一方だけで決定できる。日常的な事務も一方のみで判断できるとした。家裁判断では「父または母が子の心身に害悪を及ぼす恐れ」「父母の一方が他方から暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける

恐れ」に該当するか、その他の事情で子に不利益が生じる場合、共同親権は認めない。法定養育費は、離婚時に取り決めていなくても、法令で定めた最低限の支払いを子どもと離れて暮らす親に義務付ける。不払い時に差し押さえをしやすくする「先取特権」も定める。他に、子どもとの面会交流に関し、家裁が試行を促せる制度を新設。必要に応じ、現在は対象外の祖父母ら親族にも申し立てを認め

子どもの利益 議論不十分 評価割れる

離婚後の父母がいずれも子の親権者となる「共同親権」の導入に向け、法制審議会の部会が30日にまとめた要綱案。これを基に法改正が行われたら、離婚後の子育ては大きく変わる。子どもにとって有益かどうか評価が二分されたままで、丁寧な議論が尽くされたいと言われている。3年弱に及ぶ検討作業に携わった関係者や離婚した親らは今、何を思うのか。

「元夫とトラブルになり、住所を伝えずに高校生の子どもを育てる女性は「共同親権になったら転居も許可制になる恐れがある。今の生活で精いっぱいひたすら親をこれ以上追い詰めないで」と訴える。司法書士約2千人が参加する「全国青年司法書士協

「単独」を支持する意見が多いなど賛否が割れた。部会は23年4月、複数の委員が最後まで慎重意見を訴える中、共同親権導入の方向性をまとめた。当時は話し合いで合意した父母への適用が想定されていたが、法務省は23年6月、父母が対立状態でも家裁の判断次第で共同親権の適用を可能にする制度案を示した。法務省幹部は取材に「慎重論にも配慮しつつ、丁寧に議論を重ねてきた」と強調する。要綱案には離婚後に養育費が支払われない問題への対策として、別居親への「法定養育費」の義務化も盛り込まれたが、委員の一人は「部会の性質上、民法の範囲内での議論にとどまった。子の利益に直結する福祉分野の議論はほぼ手付かずで、忸怩たる思いだ」と語った。(大野暢子)

▼期待と不安
離婚、離別を経験した人々には要綱案への期待と不安が交錯する。
3年前から妻や子どもと別居している関東地方の男性は、将来的に共同親権を求めて家裁への申し立ても

検討。「ともに子育てする選択肢を保障するのが共同親権。父母の協議も対立一辺倒ではなくなるはずだ」と話し合いが進展する可能性を指摘する。一方、要綱案については「子の意見の尊重が書かれていない。親に会いたくない子が無理やり会わされ、親に会いたがっている子が会えないことにならないか」と課題も挙げる。

法制審部会で了承された要綱案の主なポイント・論点

| 要綱案の記述 | ねらい | 懸念 |
|---|--------------------------------|---|
| (親子関係の規律として)父母は子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重する | 父母の責務を明確化 | 望まない親子関係を子に強いことがないように「子の意思を尊重する」にするべきだった |
| (一方の親による親権行使が認められる例として)子の利益のため急迫の事情があるとき | 子に不利益が迫っていれば、一方の親の判断で行動する自由がある | 暴力を受けた数日後に子連れて避難した場合などに、相手から「当日に逃げなかったので急迫に当たらず、別居は違法」と責められる恐れがある |
| (裁判所が単独親権を定める一例として)子の心身に害悪を及ぼす恐れがあると認められるとき | DVや虐待をする親に親権を与えない | 密室で起きるDVや虐待は認定に高いハードルあり。立証に失敗すれば共同親権となる恐れがある |

法務省や弁護士グループへの取材に基づく

▼部会で激論
法制審部会は2021年春以降、離婚後の親権のあり方を計37回にわたって検討し、賛否を巡って時には激しい議論が交わされた。22年12月～23年2月に実施されたパブリックコメント(意見公募)では、共同親権と単独親権が併記され、団体からの意見では「共同」、個人からの意見では

「単独」を支持する意見が多いなど賛否が割れた。部会は23年4月、複数の委員が最後まで慎重意見を訴える中、共同親権導入の方向性をまとめた。当時は話し合いで合意した父母への適用が想定されていたが、法務省は23年6月、父母が対立状態でも家裁の判断次第で共同親権の適用を可能にする制度案を示した。法務省幹部は取材に「慎重論にも配慮しつつ、丁寧に議論を重ねてきた」と強調する。要綱案には離婚後に養育費が支払われない問題への対策として、別居親への「法定養育費」の義務化も盛り込まれたが、委員の一人は「部会の性質上、民法の範囲内での議論にとどまった。子の利益に直結する福祉分野の議論はほぼ手付かずで、忸怩たる思いだ」と語った。(大野暢子)